

第4回 河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会 「協議会の法定化について」

水防災意識社会再構築ビジョン

前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市
榛東村、吉岡町、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村
東吾妻町、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
群馬県

平成31年2月19日

1. 協議会設置の背景

◆背景

- ・平成27年関東・東北豪雨での鬼怒川堤防決壊による広範囲かつ長期間の浸水
- ・平成28年台風10号の北海道や岩手県の中小河川における甚大な被害の発生



◆水防災意識社会再構築ビジョン

関東・東北豪雨災害を踏まえ、洪水による氾濫が発生することを前提として、社会全体でこれに備える「水防災意識社会」を再構築する。流域の水害リスクを評価し、社会全体で共有、これを基に各主体が連携してソフト・ハードの減災対策を一体的、計画的に推進する。



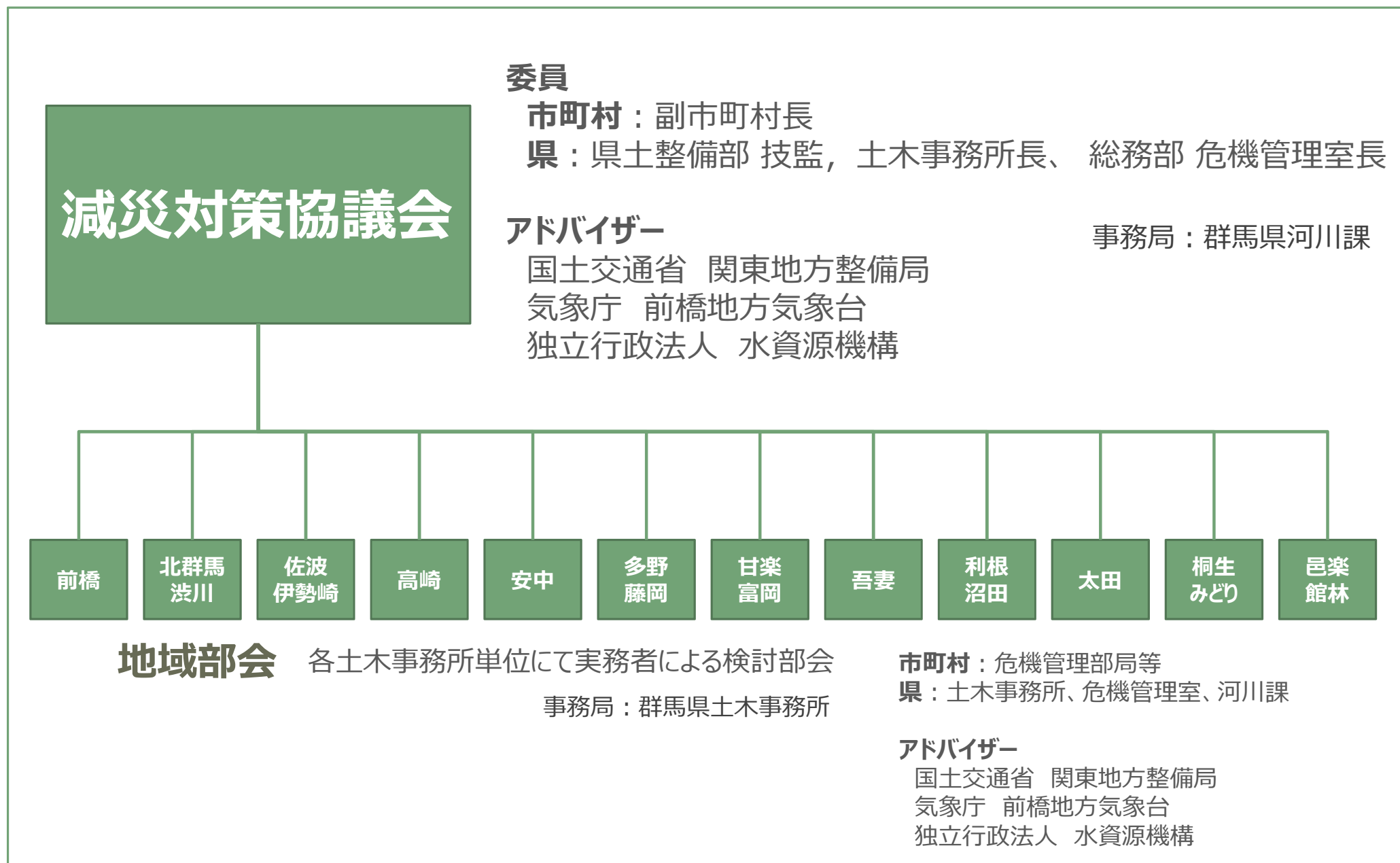
◆ 設立趣旨

「河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会」の設立趣旨について

- **平成27年関東・東北豪雨**での鬼怒川堤防決壊による広範囲かつ長期間の浸水
- **平成28年台風10号**の北海道や岩手県の中小河川における甚大な被害の発生
- 「**施設では守り切れない大洪水**は必ず発生する」との考えに立ち、**水防災意識社会**を再構築
- 県では主要河川の洪水浸水想定区域図の見直しに加え、県管理の全河川について**水害リスク**調査に着手
- 見込まれる水害リスクを踏まえて、市町村・国・県等**関係機関が連携**して、減災のための目標を共有
- ハード及びソフト**対策を一体的、計画的に推進**するために**減災対策協議会**を設立

2. 協議会の構成

◆ 協議会の構成（現行）



3. 水防法の改正 並びに 「水防災意識社会」の再構築に向けた 緊急行動計画

◆水防法の改正 水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号） 平成29年6月19日施行

●水防法等の一部を改正する法律

背景・必要性

- 平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- 全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。



⇒ 「逃げ遅れゼロ」、**「社会経済被害の最小化」**を実現し、**同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務**。

法案の概要

1. 「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築

※ 水害からの的確な避難や被害拡大防止のため関係者の役割・連絡体制を時系列で整理した行動指針。

大規模氾濫減災協議会の創設

- 国土交通大臣又は都道府県知事が指定する河川において、流域自治体、河川管理者等からなる協議会を組織。
- 水害対応タイムラインに基づく取組等の協議結果を構成員は各々の防災計画等へ位置づけ、確実に実施。

▼協議会のイメージ

「水害対応タイムライン」(※)等を協議会で作成・点検。



市町村長による水害リスク情報の周知制度の創設

- 洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を市町村長が把握したときは、これを水害リスク情報(※)として住民へ周知する制度を創設。

※ 河川が氾濫した場合に浸水が予想されるエリア・水深等の危険情報

◆「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

平成31年1月29日
国土交通省

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

- 平成30年7月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受け、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組をさらに充実し加速するため、2020年度目途に取り組むべき緊急行動計画を改定。
- 具体的には、人的被害のみならず経済被害を軽減させるための多くの主体の事前の備えと連携の強化、災害時に実際に行動する主体である住民の取組強化、洪水のみならず土砂・高潮・内水、さらにそれらの複合的な災害への対策強化等の観点により、緊急行動計画の取組を拡充。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

(1) 関係機関の連携体制

- ・国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置
- ・協議会に利水ダム管理者やメディア関係者など多様な関係機関の参画
- ・土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などに関する先進的な取り組みを共有するための連絡会を設置

(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・要配慮者利用施設における避難確保：避難確保計画の作成を進めるとともにそれに基づく避難訓練を実施
- ・多機関連携タイムライン：多くの関係機関が防災行動を連携して実施することが必要となる都市部等の地域ブロックで作成
- ・防災施設の機能に関する情報提供：ダムや堤防等の施設の効果や機能、避難の必要性等に関して住民等へ周知 等

② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・防災教育の促進：防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
- ・共助の仕組みの強化：地区防災計画等の作成促進、地域の防災リーダー育成を推進
- ・住民一人一人の適切な避難確保：マイ・タイムラインの作成等を推進
- ・リスク情報の空白地帯の解消：ダム下流部の浸水想定図の作成・公表、土砂災害警戒区域等の指定の前提となる基礎調査の早期完了 等

③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型ハード対策：決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫を実施する箇所の拡充
- ・危機管理型水位計：災害時に危険性を確認できるよう、機能を限定した低コストの水位計を設置
- ・円滑な避難の確保：代替性のない避難所や避難路を保全する砂防堰堤等の整備
- ・簡易型河川監視カメラ：災害時に画像・映像によるリアリティーのある災害情報を配信できるよう、機能を限定した低コストの河川監視カメラを設置 等

(6) 減災・防災に関する国の支援

- ・計画的・集中的な事前防災対策の推進：事前防災対策として地方公共団体が実施する「他事業と連携した対策」「抜本的対策（大規模事業）」を支援する個別補助事業を創設
- ・TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化：大規模自然災害の発生に備えた初動対応能力の向上 等

(3) 被害軽減の取組

① 水防体制に関する事項

- ・重要水防箇所の共同点検：毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者（建設業者を含む）が共同して点検
- ・水防に関する広報の充実：水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等

② 多様な主体による被害軽減対策に関する事項

- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達：各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実：耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有
- ・民間企業における水害対応版BCPの策定を推進 等

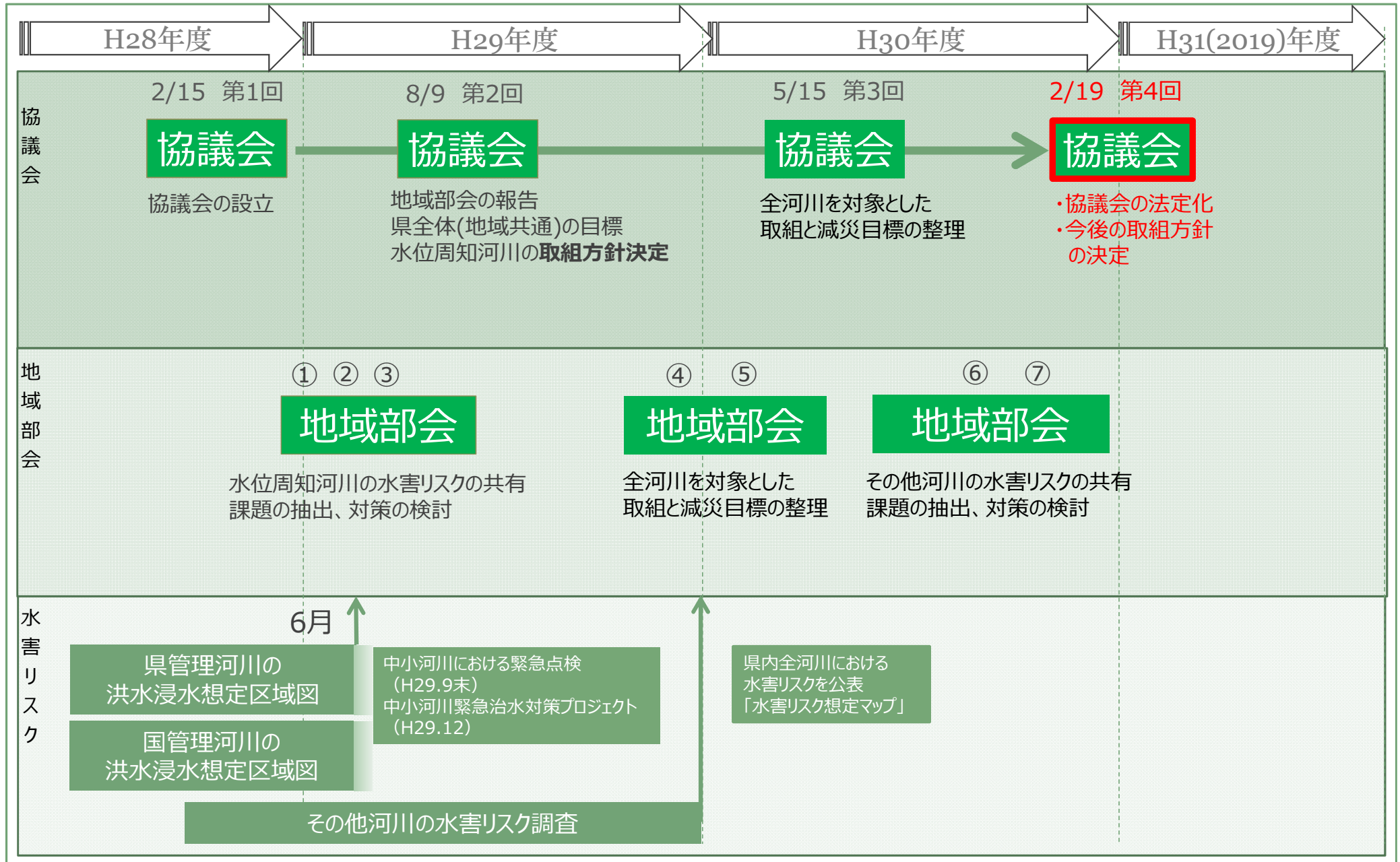
(4) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善：国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水作業準備計画を作成
- ・排水設備の耐水性の強化：下水道施設、河川の排水機場について、排水機能停止リスク低減策を実施 等

(5) 防災施設の整備等

- ・堤防等河川管理施設の整備：国管理河川において、洪水氾濫を未然に防ぐ対策を実施
- ・土砂・洪水氾濫への対策：人命への著しい被害を防止する砂防堰堤・遊砂地、河道断面の拡大等の整備
- ・多数の家屋や重要施設等の保全対策：樹木伐採、河道掘削等を実施
- ・本川と支川の合流部等の対策：堤防強化、かさ上げ等を実施
- ・ダム等の洪水調節機能の向上・確保：ダム再生を推進、ダム下流河道の改修、土砂の抑制対策
- ・重要インフラの機能確保：インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤、海岸堤防等の整備 等

◆これまでの経緯



■ 規約（現協議会）

河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会 規約

（名称）

第1条 本会の名称は、「河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会」（以下「協議会」とする。

（目的）

第2条 本協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨や平成28年8月の北海道や岩手県の豪雨により大規模な被害が発生したことを踏まえ、群馬県管理河川における堤防決壊や溢水、越水等に伴う浸水被害に備え、隣接する自治体や県等が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための取り組みについて協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
2 協議会に会長を置く。会長は群馬県県土整備部技監とする。
3 会長は、協議会を招集し議事運営を行う。
4 会長に事故があるときは、監理課長が、その職務を代理する。

（地域部会の設置）

第4条 水害リスクは、河川によってことなることから、地域の実情に応じた取り組みの検討を行うため、協議会に地域部会を置く。
2 地域部会は、別表2のとおり市町村、土木事務所、群馬県関係課の職員で構成する。
3 地域部会に部会長を置く。部会長は土木事務所副所長(技)又は次長(技)とする。
4 部会長は、地域部会を招集し議事運営を行う。
5 部会長に事故があるときは、副所長(事)又は次長(事)が、その職務を代理する。

（アドバイザー等の招聘）

第5条 情報提供や技術的助言を受けるため、協議会及び地域部会に国土交通省関東地方整備局、気象庁、独立行政法人水資源機構からアドバイザーとして別表3の機関の職員を招聘する。
2 会長及び部会長は、協議会及び地域部会の同意を得て、別表3の機関以外の学識経験を有する者の招聘を求めることができる。

（協議会及び地域部会の実施事項）

第6条 協議会及び地域部会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
1 洪水浸水想定区域図などにより水害リスクに関する情報を共有するとともに、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫発生時の応急対策を実現するために各機関がそれぞれ連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
2 地域の取組方針にもとづく対策の実施状況を確認する。
3 その他、河川氾濫による水害に関する減災対策に関して必要な事項を検討し、実施する。

（事務局）

第7条 協議会及び地域部会の運営に関して必要な事務を処理するために事務局を置く。
2 協議会の事務局については、群馬県県土整備部河川課に置く。
3 地域部会の事務局については、地域部会を担当する土木事務所に置く。

（雑則）

第8条 この規約を改正する必要があると認められるときは、協議会で協議する。
2 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

■ 法定化に伴う規約（改定（案））

河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会 規約（改定案）

（名称）

第1条 本会の名称は、**水防法(昭和24年法律第193号)第十五条の十に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会**として「河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会」（以下「協議会」という。）とする。

（目的）

第2条 本協議会は、**平成27年9月関東・東北豪雨や平成28年8月の北海道や岩手県の豪雨により大規模な被害が発生したことを踏まえ**、群馬県管理河川における堤防決壊や溢水、越水等に伴う**浸水被水**害に備え、**隣接する自治体市町村**や県等が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための取り組みについて協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
2 協議会に会長を置く。会長は群馬県県土整備部**技監**とする。
3 会長は、協議会を招集し議事運営を行う。
4 会長に事故があるときは、**監理課長群馬県県土整備部技監**が、その職務を代理する。

（地域部会の設置）

第4条 水害リスクは、河川によってことなることから、地域の実情に応じた取り組みの検討を行うため、協議会に地域部会を置く。
2 地域部会は、別表2のとおり市町村、土木事務所、~~群馬県関係課~~**及び関係機関**の職員で構成する。
3 地域部会に部会長を置く。部会長は土木事務所副所長(技)又は次長(技)とする。
4 部会長は、地域部会を招集し議事運営を行う。
5 部会長に事故があるときは、副所長(事)又は次長(事)が、その職務を代理する。

（アドバイザー等の招聘）

第5条 情報提供や技術的助言を受けるため、協議会及び地域部会に国土交通省関東地方整備局、~~気象庁~~、独立行政法人水資源機構からアドバイザーとして別表3の機関の職員を招聘**ことができる**。
2 会長及び部会長は、協議会及び地域部会の同意を得て、別表3の機関以外の学識経験を有する者の招聘を求めることができる。

（協議会及び地域部会の実施事項）

第6条 協議会及び地域部会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
1 洪水浸水想定区域図などにより水害リスクに関する情報を共有するとともに、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫発生時の応急対策を実現するために各機関がそれぞれ連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
2 地域の取組方針にもとづく対策の実施状況を確認する。
3 その他、**河川氾濫による**水害に関する減災対策に関して必要な事項を検討し、実施する。

（事務局）

第7条 協議会及び地域部会の運営に関して必要な事務を処理するために事務局を置く。
2 協議会の事務局については、群馬県県土整備部河川課**及び砂防課**に置く。
3 地域部会の事務局については、地域部会を担当する土木事務所に置く。

（雑則）

第8条 この規約を改正する必要があると認められるときは、協議会で協議する。
2 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

■ 構成員（現協議会）

河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会 委員

機関	市町村名・部局等	職名
市町村 (35市町村)	前橋市	副市長
	高崎市	副市長
	桐生市	副市長
	伊勢崎市	副市長
	太田市	副市長
	沼田市	副市長
	館林市	副市長
	渋川市	副市長
	藤岡市	副市長
	富岡市	副市長
	安中市	副市長
	みどり市	副市長
	榛東村	副村長
	吉岡町	副町長
	上野村	総務課長
	神流町	総務課長
	下仁田町	副町長
	南牧村	総務部長
	甘楽町	副町長
	中之条町	副町長
	長野原町	副町長
	嬭恋村	副村長
	草津町	副町長
	高山村	副村長
	東吾妻町	副町長
	片品村	副村長
	川場村	副村長
	昭和村	副村長
	みなかみ町	副町長
	玉村町	副町長
	板倉町	町長補佐
	明和町	副町長
	千代田町	副町長
	大泉町	副町長
	邑楽町	副町長
群馬県	県土整備部	技監 【会長】
	総務部危機管理室	室長
	県土整備部監理課	課長 【会長代理】
	前橋土木事務所	所長
	渋川土木事務所	所長
	伊勢崎土木事務所	所長
	高崎土木事務所	所長
	安中土木事務所	所長
	藤岡土木事務所	所長
	富岡土木事務所	所長
	中之条土木事務所	所長
	沼田土木事務所	所長
	太田土木事務所	所長
	桐生土木事務所	所長
	館林土木事務所	所長

■ 法定化に伴う規約（改定（案））

河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会 委員

別表1

機関	市町村名・部局等 委員	職一名
市町村 (35市町村)	前橋市長	副市長
	高崎市長	副市長
	桐生市長	副市長
	伊勢崎市長	副市長
	太田市長	副市長
	沼田市長	副市長
	館林市長	副市長
	渋川市長	副市長
	藤岡市長	副市長
	富岡市長	副市長
	安中市市長	副市長
	みどり市長	副市長
	榛東村長	副村長
	吉岡町長	副町長
	上野村長	総務課長
	神流町長	総務課長
	下仁田町長	副町長
	南牧村長	総務部長
	甘楽町長	副町長
	中之条町長	副町長
	長野原町長	副町長
	嬭恋村長	副村長
	華津町長	副町長
	高山村長	副村長
	東吾妻町長	副町長
	片品村長	副村長
	川場村長	副村長
	昭和村長	副村長
	みなかみ町長	副町長
	玉村町長	副町長
	板倉町長	副町長
	明和町長	副町長
	千代田町長	副町長
	大泉町長	副町長
	邑楽町長	副町長
気象庁	前橋地方気象台長	
群馬県	危機管理監	
	県土整備部長 【会長】	
	県土整備部技監 【会長代理】	技監【会長】
	総務部危機管理室	室長
	県土整備部監理課 河川課長	課長【会長代理】
	県土整備部砂防課長	課長
	前橋土木事務所長	所長
	渋川土木事務所長	所長
	伊勢崎土木事務所長	所長
	高崎土木事務所長	所長
	安中土木事務所長	所長
	藤岡土木事務所長	所長
	富岡土木事務所長	所長
	中之条土木事務所長	所長
	沼田土木事務所長	所長
太田土木事務所長	所長	
桐生土木事務所長	所長	
館林土木事務所長	所長	

■ 構成員（現協議会 地域部会）

河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会 地域部会 構成

地域部会名	市町村	群馬県関係課等
前橋	前橋市	前橋土木事務所、危機管理室、河川課等
北群馬・渋川	渋川市、榛東村、吉岡町	渋川土木事務所、危機管理室、河川課等
佐波・伊勢崎	伊勢崎市、玉村町	伊勢崎土木事務所、危機管理室、河川課等
高崎	高崎市	高崎土木事務所、危機管理室、河川課等
安中	安中市	安中土木事務所、危機管理室、河川課等
多野・藤岡	藤岡市、上野村、神流町	藤岡土木事務所、危機管理室、河川課等
甘楽・富岡	富岡市、下仁田町、南牧村、甘楽町	富岡土木事務所、危機管理室、河川課等
吾妻	中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町 高山村、東吾妻町	中之条土木事務所、危機管理室、河川課等
利根・沼田	沼田市、片品村、川場村、昭和村 みなかみ町	沼田土木事務所、危機管理室、河川課等
太田	太田市	太田土木事務所、危機管理室、河川課等
桐生・みどり	桐生市、みどり市	桐生土木事務所、危機管理室、河川課等
館林・邑楽	館林市、板倉町、明和町、千代田町 大泉町、邑楽町	館林土木事務所、危機管理室、河川課等

■ 法定化に伴う規約（改定（案））

河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会 地域部会 構成

別表2

地域部会名	市町村	群馬県関係土木事務所及び関係機関等
前橋	前橋市	前橋土木事務所、危機管理室、河川課、砂防課、前橋行政県税事務所、前橋地方気象台等
北群馬・渋川	渋川市、榛東村、吉岡町	渋川土木事務所、危機管理室、河川課、砂防課、渋川行政県税事務所、前橋地方気象台等
佐波・伊勢崎	伊勢崎市、玉村町	伊勢崎土木事務所、危機管理室、河川課、伊勢崎行政県税事務所、前橋地方気象台等
高崎	高崎市	高崎土木事務所、危機管理室、河川課、砂防課、高崎行政県税事務所、前橋地方気象台等
安中	安中市	安中土木事務所、危機管理室、河川課、砂防課、高崎行政県税事務所、前橋地方気象台等
多野・藤岡	藤岡市、上野村、神流町	藤岡土木事務所、危機管理室、河川課、砂防課、藤岡行政県税事務所、前橋地方気象台等
甘楽・富岡	富岡市、下仁田町、南牧村、甘楽町	富岡土木事務所、危機管理室、河川課、砂防課、富岡行政県税事務所、前橋地方気象台等
吾妻	中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町 高山村、東吾妻町	中之条土木事務所、危機管理室、河川課、砂防課、吾妻行政県税事務所、前橋地方気象台等
利根・沼田	沼田市、片品村、川場村、昭和村 みなかみ町	沼田土木事務所、危機管理室、河川課、砂防課、利根沼田行政県税事務所、前橋地方気象台等
太田	太田市	太田土木事務所、危機管理室、河川課、砂防課、太田行政県税事務所、前橋地方気象台等
桐生・みどり	桐生市、みどり市	桐生土木事務所、危機管理室、河川課、砂防課、桐生行政県税事務所、前橋地方気象台等
館林・邑楽	館林市、板倉町、明和町、千代田町 大泉町、邑楽町	館林土木事務所、危機管理室、河川課、館林行政県税事務所、前橋地方気象台等

■ 現行

河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会及び地域部会 アドバイザー

機関名	所属名
国土交通省	関東地方整備局 河川部
	利根川上流河川事務所
	渡良瀬川河川事務所
	利根川ダム統合管理事務所
	高崎河川国道事務所
気象庁	前橋地方気象台
独立行政法人 水資源機構	沼田総合管理所
	下久保ダム管理所
	草木ダム管理所
	群馬用水管理所

■ 改定（案）

別表3

河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会及び地域部会 アドバイザー

機関名	所属名
国土交通省	関東地方整備局 河川部
	利根川上流河川事務所
	渡良瀬川河川事務所
	利根川ダム統合管理事務所
	高崎河川国道事務所
	利根川水系砂防事務所
気象庁	前橋地方気象台
独立行政法人 水資源機構	沼田総合管理所
	下久保ダム管理所
	草木ダム管理所
	群馬用水管理所